

意見陳述書

2008年5月15日

東京地方裁判所民事第24部 御中

原告 ●●●●

私たち原告の声は、これまでの意見陳述や陳述書そして証人尋問を通し、裁判官の皆さんに十分伝わったものと信じています。

それでもあえて最後に、私たちが提訴せざるを得なかった理由を、2つの点からお話しさせていただきたいと思います。

一つめは、私たちが教育現場で話し合い研修を重ね練り上げてきた授業が何故、何を根拠に、誰が、『不適切』と判断したのか、2003年当時には明確な説明や答えがないまま、強引に教材や授業が奪われ、教員集団がばらばらにされてしまったという事実です。

自分だけでなく周りにいる友だちや大人の身体もこころも傷つけようとする子どもたち、その攻撃の底にある悲しみを知った時、七生養護の教員たちは集団として子どもたちの気持ちを理解し支えられる教員になりたいと願いました。でも言葉のようにはすぐに実現していくものではありません。時間をかけ、たゆまざる努力が必要でした。「こころとからだの学習」は、子どもたちが変わっていく大事な授業として考えられ、研修にも力を入れていました。8年という時間の流れの中で、授業への確信や方向性がようやく見えてきたその時、私たちは十分な説明もないまま、あっという間に授業を奪われ、「異常な信念を持った先生たち」と烙印を押されたのです。

この間の裁判を通じわかったことは、被告側は「七生の教育」を何もわかっていなかったということ。被告の皆さんは、七生の子どもたちがどんな思いの中で生きていたのか、障害を持って生きるとはどういうことなのか、幼くして施設で暮らさざるを得ない子どもの気持ちなどに一度でも思いをはせたことがあるのでしょうか。

想像してみたことがあるのでしょうか。『そんなことは問題にはしていない』とおっしゃいますが、子どもの理解無しに教育は語れないはずです。また、「こころとからだの学習」がどのような経過で進められてきたのか、一つ一つの授業のねらいや教材の扱い方など、あの時教員との丁寧なやりとりがあったなら、被告の主張する「発達段階」や「学習指導要領」との照らし合わせも、十分に行えたはずです。何故あのように短時間に一方的な結論を出さねばならなかったのか。どう考えても、もともと初めから結論があったとしか思えません。

本来、「子ども」から「大人」になりゆく過程をあくまで子ども自身を主体としながら、丁寧に見守り、育み、応援する場であるべき学校現場が、そのことを理解しようとしなない人たちに、踏みにじられてよいはずはありません。

二つめは、今回の事件が多くの子どもたちから「性教育」を奪ってしまったという事実です。私の担当していた七生の高等部には、過剰な間違った性情報の中で混乱している子どもたちが少なからずいました。ある男子生徒は、拾ったアダルトビデオを友だちと内緒で見たものの、何か違和感を感じ「先生も見てくださいか？」と学校に持ってきました。くりかえされる暴力的な性描写を見て、それが売るがための作り物であることを伝えました。何日かして、今度は雑誌を持ってきました。半裸の女性がわざと性器が見えるようにポーズを作っている場面が満載されていました。「これも偽物だよな」と自分から言って、確認を求めてきました。彼は、その後ジグザグはありながらも「俺もう騙されない。大丈夫だよ」といって卒業し、今も元気に働いています。こんなやりとりが出来たのも、真剣に正面から性教育「こころとからだの学習」に取り組んできたからだと思っています。

私は強制的に転勤させられ、今は肢体不自由の子どもたちの学校に勤務しています。

ある日車椅子の男子生徒が「お尻が痛い」と訴えてきました。やりとりする中で話がよく分からなかったので、男の教員にトイレで確認してもらうことにしました。結果問題に感じていたのは、性器の部分だったことが分かりました。「幼児語は使いたくなかった、でもどう言えばいいか分からなかったんだ」と彼の言葉。性器の

名称が伝えられないためかなりの時間を費やすことになりました。性器も含め自分の体の部位を言い表すことができる力の重要さを感じた出来事でした。

またあるとき、別の男子生徒が「この頃、マスターベーションが最後までできなくて、たまったものが、頭まできて頭が壊れそうなんだ。」と言ってきました。私は、ゆっくりと彼の話聞きながら「精液は、身体に吸収されて、ちゃんと排出されるから心配要らないよ」と伝えました。「そうなのかー、よかった」と本当にほっとした顔をしていました。

中学時代に病気を患い長い闘病生活の後、養護学校高等部に入学してきた女子生徒の一言も忘れられません。彼女は、集団生活に馴染めず自分に自信が持てません。病気との関連で体力・気力がないこと、体が細く小柄であることも受け入れられず、悩んでいました。二次性徴特に月経について、丁寧に学習するなかで彼女が言った一言です。「私のからだ頑張ってるんだね。いっぱい痛めつけられてるのに頑張ってるんだ。誉めてあげなくちゃ」

障害があっても、病気であっても、生きるために工夫を凝らしがんばっている自分の身体に気付けることで、自分を認める一歩が始まります。そのことを共感する大人がいることで気持ちの安定が広がります。七生の子どもたちもそうでした。自分のからだのしくみを正しく知る、学ぶ権利を子どもたちは持っていると思います。

都教委は、性教育を推進していると言いながら、同時に七生の実践を「不適切な実践事例」として示し、手かせ足かせを効かせています。教育現場では、性教育実践は全くと言ってよいほど取り組まれなくなりました。何か言われるのではないか、自主教材はとりあげられるのではと、萎縮した状態が広がっています。つい最近も、性教育教材が校長室預かりになった学校があります。

子どもたちの学習する権利を守るために、萎縮してしまっている教育現場を正常に戻すために、壊されてしまった七生の教育を取り戻さねばなりません。私たち原告は、教員として、親として、人間としての尊厳を懸け、訴えます。